

第1部

◆◆ 総 論 ◆◆

第1章 地域保健医療推進プランについて

第2章 北多摩北部保健医療圏の保健医療の現況

第3章 プランの推進



多摩小平保健所
モリシナルキョウコク
あらかま



多摩小平保健所
モリシナルキョウコク
ますくま

第1章 地域保健医療推進プランについて

1 改定の趣旨

- 「北多摩北部地域保健医療推進プラン」（以下、「プラン」という。）は、北多摩北部の小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市及び西東京市の5市で構成する二次保健医療圏（以下「当圏域」という。）における「健康で安全・安心して生活できる豊かな人生の実現」を目指し、平成15年度から平成29年度までは計画期間を5年間として、平成30年度から令和5年度までは計画期間を6年間として策定してきました。
- 前回のプラン（計画年度：平成30年度～令和5年度）の策定から6年が経過することに加え、令和6年3月に改定された東京都保健医療計画、東京都感染症予防計画、東京都健康推進プラン21等の計画との整合性を図りつつ、地域の実情や課題を踏まえ、地域保健を総合的に推進するための指針とすべく、改定を行うものです。
- この間、東京都多摩小平保健所は、健康づくりと保健・医療・福祉の推進、安全なくらしのための健康危機管理、災害対策、人材育成を中心に、圏域内の地域保健医療の取組を関係機関と連携しながら推進してきました。
- 近年は、がん、循環器病（脳卒中や心疾患等）、糖尿病などの生活習慣病が中心となり、日々の生活習慣の改善や、ライフステージを通じた健康づくりの推進が必要です。
また、精神疾患の患者数は近年増加しており、高齢化の進展による認知症高齢者も急速な増加が見込まれていることから、在宅療養の取組の強化や、保健・医療・福祉のより一層の連携強化が重要な課題となっています。
- 今後、高齢化と人口減少はますます進展し、東京都の人口がピークを迎える令和12年には、東京都の高齢化率は23.4%、当圏域では28.1%になると予想されています。
医療ニーズの質・量の変化に対応するため、効率的かつ質の高い医療提供体制の確保とともに、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの取組を推進する必要があります。
- 一方で、令和元年に発生した新型コロナウイルス感染症は、医療提供体制のみならず社会、経済にも大きな影響を及ぼしました。
保健所では、地域保健対策の拠点としての機能を維持しつつも感染症に対応するため、多くの人員や時間を要しました。前プランの計画期間中、一部事業を縮小・休止せざるを得ない時期もありましたが、できる限り事業を継続すべく、オンラインを活用するなど様々な工夫を凝らし、圏域市や医師会など地域の関係機関と連携を深めながら地域保健医療の取組を推進してきました。

○ 更に、令和6年1月の能登半島地震や令和元年台風第15号及び第19号による風水害の発生など、大規模化・激甚化するさまざまな災害を踏まえた保健医療提供体制の充実が求められています。

○ 国は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和3年5月、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」により、医療計画の記載事項に、新興感染症等の拡大時における医療を6事業目として追加しました。

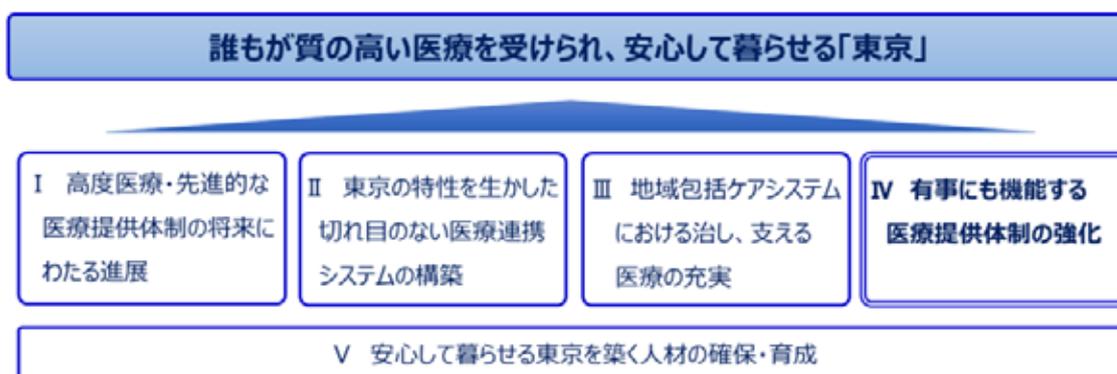
また、医療法の規定に基づく「医療提供体制の確保に関する基本方針」の改正を行い、

- ① 急性期から回復期、慢性期までを含めた一体的な医療提供体制の構築
- ② 疾病・事業横断的な医療提供体制の構築
- ③ 5疾病・6事業及び在宅医療に係る指標の見直し等による政策循環の仕組みの強化
- ④ 介護保険事業（支援）計画等の他の計画との整合性の確保

を内容とした見直しを行いました。

○ 都は、令和6年3月の東京都保健医療計画（第七次改定）において、これまでの基本理念「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』」と4つの基本目標（「高度医療・先進的な医療提供体制の将来にわたる進展」、「東京の特性を生かした切れ目のない医療連携システムの構築」、「地域包括ケアシステムにおける治し、支える医療の充実」、「安心して暮らせる東京を築く人材の確保・育成」）に、新たな基本目標として「有事にも機能する医療提供体制の強化」を加え、5つの基本目標としました。

<東京都保健医療計画の基本理念・基本目標>



○ 令和6年3月、都は、新たな新興感染症等の発生・まん延時に、関係機関がそれぞれの役割分担に基づき連携して機動的に対応できる体制を確保するため、新型コロナ対応で培った知見、経験を踏まえて東京都感染症予防計画を改定し、医療機関や保健所の体制整備にかかる人員確保数などの目標値を定めました。

同計画においては、健康危機、地域保健対策の拠点として、保健所の機能や体制強化の取組を進めるため、保健所ごとの対処計画を定めることとされ、当所においても関係機関と連携しながら対処計画を策定しました。

また、令和6年4月の都保健所の組織改正において、

- | |
|-----------------------|
| I 新興感染症発生を見据えた平時からの備え |
| II 市町村等関係機関との連携強化 |
| III DXの推進による業務の効率化 |

の3つの視点を柱に、保健所の体制・機能強化を図りました。

2 プランの位置付けと性格

地域保健医療推進プランは、「東京都保健医療計画」及び「東京都健康推進プラン21」等の趣旨を踏まえ、当圏域の保健医療の現状と課題を明らかにして取組目標を設定し、保健所・市・医師会等関係機関・団体等が、市民参加を促進しながらそれぞれの役割分担に応じて連携と協働を図り、地域の保健医療を総合的に推進するための包括的な計画であり、以下の3つの性格を持つものです。

- ・ 多摩小平保健所及び圏域各市にとっては保健医療施策推進の目標
- ・ 地域の保健・医療・福祉の関係機関・団体に対してはその活動の指針
- ・ 地域住民に対しては自主的・積極的な活動の方向性を示す役割を持つもの

圏域内の保健医療関係機関・団体や福祉関係機関・団体、市民の代表、学識経験者及び市から構成される北多摩北部地域保健医療協議会において検討し、保健所において編集・発行しています。

3 計画期間

プランの期間は、東京都保健医療計画（第七次改定）の計画期間と合わせ、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。ただし、関連計画・制度の大幅な改正や急激な社会情勢の変化に対応するために必要がある場合は、プランの一部又は全部の見直しを行います。

4 プラン構成

プランは、「第1部 総論」「第2部 各論」「第3部 資料編」の3部構成とし、圏域の保健医療をめぐる現状、課題と今後の取組について記載しています。

「第1部 総論」では、「推進プランについて」「圏域の保健医療の現況」「プランの推進方法」について記載しています。

「第2部 各論（北多摩北部保健医療圏での取組）」では、健康づくり、医療体制など項目ごとに「現状」「課題」「今後の取組」等を記載しています。

現状	国や都の動向、圏域の現状、これまでの取組状況、関連するデータやグラフ等
課題	前プラン（計画期間：平成30年度～令和5年度）の取組状況評価等において明らかになった、本プラン計画期間における圏域各機関が取り組む上での課題
今後の取組	本プラン計画期間において、圏域各機関が、課題に対して推進するべき取組
重点目標	原則として各項目の「今後の取組」の中から「特に重点的に取り組む施策であり、不可欠な取組」を選定し、進行管理や評価を実施
指標	「重点目標」の達成状況の進行管理や評価のための項目・数値で、計画期間（令和6年度～令和11年度）に、圏域において達成すべきレベルまたは目標
コラム	圏域における先進事例や好事例、最近のトピックスなど

また、上位計画である東京都保健医療局の「保健医療計画」、「健康推進プラン21」、「感染症予防計画」等や東京都福祉局の「高齢者保健福祉計画」、「障害者・障害児施策推進計画」等の改定内容を反映させています。

なお、本プランは、圏域の保健医療を総合的に推進するための包括的な計画であるため、高齢者や障害者等に関する施策については、保健・医療に関わる分野を中心に扱っています。